

## 近未来技術実証特区検討会運営要領（案）

平成 27 年 1 月 15 日  
近未来技術実証特区検討会

第 1 条 この要領は、近未来技術実証特区検討会（以下「検討会」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

### （検討会の公表）

第 2 条 検討会は、原則非公開とし、検討会の終了後、資料を公表するとともに、検討会の議事要旨を作成し、これを公表する。

2 前項の規定にかかわらず、資料の公表が、事業の推進に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、会議の決定を経て当該資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

### （公表に当たっての留意事項）

第 3 条 検討会の出席者は、運営要領第 2 条の規定により公表された範囲を超えて、検討会の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。

### （公表方法）

第 4 条 運営要領第 2 条に規定する資料、議事要旨の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。